

平成 2 9 年 度

長 門 市 財 政 健 全 化 判 断 比 率
及 び 資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

長 門 市 監 査 委 員

長 監 査 委 第 28 号
平成 30 年 9 月 10 日

長門市長 大西 倉雄 様

長門市監査委員 岸田 弘稔

長門市監査委員 大草 博輝

平成 29 年度長門市財政健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項並びに同法第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された平成 29 年度長門市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果及び意見	2
1	健全化判断比率の概要	4
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	4
(3)	実質公債費比率	5
(4)	将来負担比率	6
2	資金不足比率の概要	8
(1)	水道事業（法適用企業）	9
(2)	下水道事業（法適用企業）	9
(3)	湯本温泉事業（法非適用企業）	10
	参考資料	11

意見書

第1 審査の対象

平成29年度長門市財政健全化判断比率及び資金不足比率

第1表 健全化判断比率等の対象範囲

一般会計等	一般会計		電気通信事業	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	普通会計等に属する特別会計						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険事業	資金不足比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
			介護保険事業				
			後期高齢者医療事業				
公営企業会計	公営企業に係る会計	法適用企業	水道事業(簡水を含む)	資金不足比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
			下水道事業				
		法非適用企業	湯本温泉事業				
一部事務組合(萩・長門清掃一部事務組合、県市町総合事務組合) 広域連合(県後期高齢者医療広域連合)							
地方公社・第三セクター等							

第2 審査の期間

平成30年8月16日から平成30年9月5日

第3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認並びに関係諸帳簿及び証書類等と照合審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取し審査した。

第4 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は適正であると認めた。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率の状況は第2表のとおりである。

第2表 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

財政指標	長門市		早期健全化基準 経営健全化基準		財政再生基準	
	H29	H28	H29	H28	H29	H28
実質赤字比率	-	-	12.97%	12.96%	20.00%	
連結実質赤字比率	-	-	17.97%	17.96%	30.00%	
実質公債費比率	8.7%	9.3%	25.0%		35.0%	
将来負担比率	21.5%	29.9%	350.0%			
資金不足比率			20.0%			
水道事業	-	-				
下水道事業	-	-				
湯本温泉事業	-	-				

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額が生じていない場合は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は「-」で表示している。

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、各比率は算定されていない。

実質公債費比率（3か年平均）は8.7%となり、前年度に比して0.6ポイント改善している。

また、将来負担比率は21.5%となり、前年度に比して8.4ポイント改善している。

各比率は、いずれも国の定めた早期健全化基準を下回っているが、当年度においては、財政調整基金の取崩しを行っており、今後も厳しい財政状況が予想されるため、引き続き財政の健全性の維持、向上に努められたい。

(2) 資金不足比率

全ての公営企業会計において資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

しかしながら、法適用事業では一般会計からの補助金による財政支援が行われ、法非適用事業では一般会計からの繰入金による財源補てんが行われている状況にある。

各事業においては、引き続き収入の確保に努めるとともに、経費の削減

や業務の効率化を図り、独立採算を目指した事業運営に努められたい。

以上、これらの比率は、国の示す健全な範囲で推移していると認められた。

しかしながら、これらは財政の健全度合いを示す目安であることから、今後とも計画的な財政運営に努められたい。

1 健全化判断比率の概要

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\cdot \text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

一般会計等の実質赤字比率の状況は第3表のとおり、当年度の実質収支額は640,974千円の黒字で、前年度に比して57,256千円(9.8%)増加している。これは主として、一般会計の実質収支額が増加したことによるものである。

実質赤字比率は、実質赤字額が生じていないことから算定されない。

第3表 一般会計等の実質赤字比率の状況

(単位：千円・%)

区 分	実質収支額		増 減	増減率
	29年度	28年度		
一 般 会 計	640,974	583,718	57,256	9.8
一般会計等に属する特別会計	0	0	0	-
電気通信事業特別会計	0	0	0	-
合 計	640,974	583,718	57,256	9.8
標 準 財 政 規 模	12,756,329	12,909,864	△ 153,535	△ 1.2
実 質 赤 字 比 率	(△5.02)	(△4.52)	(△0.50)	

(注) 1 実質収支額が黒字の場合は、実質赤字比率は「-」で表示している。

2 () 内の数値は、実質収支額が黒字の場合に標準財政規模に対する比率を参考として記載している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\cdot \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

連結実質赤字比率の状況は第4表のとおり、当年度の連結実質収支額は1,986,585千円の黒字となり、前年度に比して166,821千円(9.2%)増加

している。

これは主として、国民健康保険事業における実質収支額が増加したことによるものである。

当年度の本市の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じていないことから算定されない。

第4表 連結実質赤字比率

(単位：千円・%)

区 分	実質収支額			
	29年度	28年度	増 減	増減率
一 般 会 計 等	640,974	583,718	57,256	9.8
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計	687,546	480,507	207,039	43.1
国民健康保険事業	463,297	241,397	221,900	91.9
介護保険事業	211,010	224,714	△ 13,704	△ 6.1
後期高齢者医療事業	13,239	14,396	△ 1,157	△ 8.0
公 営 企 業 会 計	658,065	755,539	△ 97,474	△ 12.9
水道事業	463,870	532,654	△ 68,784	△ 12.9
下水道事業	194,195	222,885	△ 28,690	△ 12.9
湯本温泉事業	0	0	0	-
合 計	1,986,585	1,819,764	166,821	9.2
標 準 財 政 規 模	12,756,329	12,909,864	△ 153,535	△ 1.2
連 結 実 質 赤 字 比 率	- (△15.57)	- (△14.10)	- (△1.47)	

(注) 1 実質収支額の合計が黒字の場合は、連結実質赤字比率は「-」で表示している。
2 ()内の数値は、実質収支額の合計が黒字の場合に標準財政規模に対する比率を参考として記載している。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

実質公債費比率の状況は第5表のとおり、実質公債費比率(3か年平均)は8.7%で、前年度と比して0.6ポイント改善している。実質公債費比率(単年度)は、標準財政規模の減少や地方債の元利償還金の増加により、前年

度に比して0.12059ポイント上昇している。

また、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

第5表 実質公債比率の状況

(単位：千円・%)

区 分	29年度	28年度	27年度	29年度－28年度	
				増 減	増減率
地方債の元利償還金 A	2,833,999	2,772,971	2,961,960	61,028	2.2
準元利償還金 B	728,801	764,468	902,641	△ 35,667	△ 4.7
特 定 財 源 C	156,527	195,736	223,202	△ 39,209	△ 20.0
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D	2,577,170	2,506,917	2,560,643	70,253	2.8
標準財政規模	12,756,329	12,909,864	13,376,714	△ 153,535	△ 1.2
(A + B) - (C + D)	829,103	834,786	1,080,756	△ 5,683	△ 0.7
標準財政規模 - D	10,179,159	10,402,947	10,816,071	△ 223,788	△ 2.2
実質公債費比率 (単年度)	8.14510	8.02451	9.99213	0.12059	
実質公債費比率 (3か年平均)	8.7	9.3	10.5	△ 0.6	

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等の地方債現在高、上・下水道事業等公営企業や一部事務組合などの地方債元利償還金に充てるための一般会計等からの繰入見込額、全職員に対する退職手当予定額等、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\cdot \text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額A (①～⑧の計)} - \text{充当可能財源等B (⑨～⑪の計)}}{\text{標準財政規模 - ⑫}} \times 100$$

将来負担比率の状況は第6表のとおり、当年度の将来負担比率は21.5%となり前年度に比して8.4ポイント改善している。

これは主として将来負担額から充当可能な財源を差し引いた額が2,191,330千円となり、前年度に比して922,833千円(△29.6%)減少したことによるものである。

また、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

第6表 将来負担比率の状況

(単位：千円・%)

区 分		29年度	28年度	増 減	増減率
将来 負担額	①	21,916,607	22,739,034	△ 822,427	△ 3.6
	②	24,164	43,437	△ 19,273	△ 44.4
	③	6,617,486	7,148,840	△ 531,354	△ 7.4
	④	-	-	-	-
	⑤	3,374,800	3,412,077	△ 37,277	△ 1.1
	⑥	-	-	-	-
	⑦	-	-	-	-
	⑧	-	-	-	-
	計 A	31,933,057	33,343,388	△ 1,410,331	△ 4.2
充当可能 財源等	⑨	4,617,898	4,693,798	△ 75,900	△ 1.6
	⑩	906,443	1,086,302	△ 179,859	△ 16.6
	⑪	24,217,386	24,449,125	△ 231,739	△ 0.9
	計 B	29,741,727	30,229,225	△ 487,498	△ 1.6
A - B		2,191,330	3,114,163	△ 922,833	△ 29.6
元利及び準 元利償還金 に係る基準 財政需要額 算入額	⑫	2,577,170	2,506,917	70,253	2.8
	計	2,577,170	2,506,917	70,253	2.8
標準財政規模		12,756,329	12,909,864	△ 153,535	△ 1.2
将来負担比率		21.5	29.9	△8.4	

- ①一般会計等に係る地方債現在高
- ②債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号に規定する経費）
- ③一般会計等以外の会計に係る地方債の元金償還に充てるための一般会計等の繰入見込額
- ④組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額
- ⑤退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）に係る一般会計等の負担見込額
- ⑥設立法人の負債の額等に係る一般会計等の負担見込額
- ⑦連結実質赤字額
- ⑧組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等の負担見込額
- ⑨地方債の償還額等に充当可能な基金額
- ⑩地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
- ⑪地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
- ⑫元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

2 資金不足比率の概要

資金不足比率は、公営企業における資金不足額（一般会計等の実質赤字に相当する額）の営業収益等に対する比率で、公営企業の健全性の判断基準として適用される。

資金不足比率の状況は第7表のとおりである。

第7表 資金不足比率の状況

区 分		29年度	28年度	増 減	(単位：%) 経営健全 化基準
法 適 用	水道事業会計	—	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	—	20.0
法 非 適 用	湯本温泉事業	—	—	—	20.0

(注) 資金不足額が生じていない場合は、資金不足比率は「-」で表示している。

$$\cdot \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

$$\text{資金不足額} = (A + B - C) - D$$

(法適用企業の場合)

- A 流動負債の額－控除未払金等
- B 地方債の現在高（建設改良事業以外の経費に充てた地方債の残高）
- C 流動資産の額－控除財源等
- D 解消可能資金不足額

事業の規模 = 営業収益の額－受託工事収益の額

(法非適用企業の場合)

- A 歳出総額
- B 地方債の現在高（建設改良事業以外の経費に充てた地方債の残高）
- C 歳入総額－翌年度に繰越すべき財源

事業の規模 = 営業収益に相当する額－受託工事収益に相当する収入の額

(1) 水道事業（法適用企業）

水道事業の資金不足比率の状況は第8表のとおり、流動資産が流動負債を超過しており、建設改良事業以外の財源に充てた地方債の現在高はないことから、資金不足額は発生していない。

資金不足額は発生していないため資金不足比率は算定されないが、資金剰余額は463,870千円で、前年度に比して68,784千円（△12.9%）減少している。

また、資金剰余額の事業規模に対する割合の実数値は△88.1%となり、前年度に比して14.0ポイント低下している。

第8表 水道事業の資金不足比率の状況

（単位：千円・%）

区 分	29年度	28年度	増 減	増減率
資金不足額（△資金剰余額）	△ 463,870	△ 532,654	68,784	△ 12.9
流動負債	317,626	108,443	209,183	192.9
算入地方債	0	0	0	-
流動資産	781,496	641,097	140,399	21.9
事業規模	526,592	521,748	4,844	0.9
営業収益の額	526,592	521,748	4,844	0.9
受託工事収入の額	0	0	0	-
資金不足比率	- (△88.1)	- (△102.1)	- (14.0)	

- (注) 1 資金不足額が「△」の場合は、資金剰余額を示している。
 2 資金不足額が生じていない場合は、資金不足比率は「-」で表示している。
 3 ()内の数値は、資金不足額が生じていない場合に資金剰余額の事業規模に対する割合を参考として記載している。

(2) 下水道事業（法適用企業）

下水道事業の資金不足比率の状況は第9表のとおり、流動資産が流動負債を超過しており、建設改良事業以外の財源に充てた地方債の現在高はないことから、資金不足額は発生していない。

資金不足額は発生していないため資金不足比率は算定されないが、資金剰余額は194,195千円となり、前年度に比して28,690千円（△12.9%）減少している。

また、資金剰余額の事業規模に対する割合の実数値は△34.1%となり、前年度に比して6.6ポイント低下している。

第9表 下水道事業の資金不足比率の状況

(単位：千円・%)

区 分	29年度	28年度	増 減	増減率
資金不足額 (△資金剰余額)	△ 194,195	△ 222,885	28,690	△ 12.9
流動負債	413,012	399,402	13,610	3.4
算入地方債	0	0	0	-
流動資産	607,207	622,287	△ 15,080	△ 2.4
事業規模	569,101	547,858	21,243	3.9
営業収益の額	569,101	547,858	21,243	3.9
受託工事収入の額	0	0	0	-
資 金 不 足 比 率	- (△34.1)	- (△40.7)	- (6.6)	

- (注) 1 資金不足額が「△」の場合は、資金剰余額を示している。
 2 資金不足額が生じていない場合は、資金不足比率は「-」で表示している。
 3 ()内の数値は、資金不足額が生じていない場合に資金剰余額の事業規模に対する割合を参考として記載している。

(3) 湯本温泉事業 (法非適用企業)

湯本温泉事業の資金不足比率の状況は第10表のとおり、一般会計からの繰入金により収支の均衡が図られており、建設改良事業以外の財源に充てた地方債はないことから、資金不足額は発生しておらず、資金不足比率は算定されない。

第10表 湯本温泉事業の資金不足比率の状況

(単位：千円・%)

区 分	29年度	28年度	増 減	増減率
資金不足額	0	0	0	-
歳 出 額	115,180	101,907	13,273	13.0
算入地方債	0	0	0	-
歳 入 額	115,180	101,907	13,273	13.0
翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	-
事業規模	19,008	26,061	△ 7,053	△ 27.1
営業収益の額	19,008	26,061	△ 7,053	△ 27.1
受託工事収入の額	0	0	0	-
資 金 不 足 比 率	-	-	-	

- (注) 資金不足額が「0」の場合は、資金不足額が生じていないため資金不足比率は「-」で表示している。

参 考 資 料

目 次

資料 1	実質公債費比率算定に用いた基礎数値-----	11
資料 2	将来負担比率算定に用いた基礎数値-----	13

資料 1

実質公債費比率算定に用いた基礎数値

(1) 地方債の元利償還金

(単位：千円)

会計区分	年度	元 金	利 子	元利計	繰上償還及び借換債を財源として償還した額	計
一般会計等	27	2,753,045	270,035	3,023,080	61,120	2,961,960
	28	2,544,753	228,218	2,772,971	-	2,772,971
	29	2,702,327	188,533	2,890,860	56,861	2,833,999

(2) 準元利償還金

(単位：千円)

会 計 区 分 等	年度	準元利償還金
水道事業	27	94,320
	28	95,121
	29	98,577
下水道事業	27	714,317
	28	600,720
	29	580,674
湯本温泉事業	27	26,454
	28	27,543
	29	27,705
豊浦大津環境浄化組合	27	29,874
	28	12,858
	29	-
債務負担行為で公債費に準ずるもの	27	37,676
	28	28,226
	29	21,845
一時借入金利子	27	-
	28	-
	29	-
計	27	902,641
	28	764,468
	29	728,801

(3) 特定財源

(単位：千円)

区 分	年度	充 当 額
住宅使用料	27	74,655
	28	78,366
	29	74,588
地域総合整備資金貸付金元金等 収入	27	73,973
	28	51,741
	29	48,116
都市計画税	27	74,574
	28	65,629
	29	33,823
計	27	223,202
	28	195,736
	29	156,527

(4) 元利償還金及び準元利償還金に係る普通交付税基準財政需要額算入額

(単位：千円)

算 入 区 分	年度	一般会計等	準元利償還金分	算 入 額
公債費算入分	27	1,810,127	128,514	1,938,641
	28	1,823,736	119,484	1,943,220
	29	1,941,548	122,978	2,064,526
事業費補正算入分	27	244,318	338,229	582,547
	28	192,259	331,789	524,048
	29	149,861	322,854	472,715
密度補正算入分	27	13,508	25,947	39,455
	28	13,868	25,781	39,649
	29	14,303	25,626	39,929
計	27	2,067,953	492,690	2,560,643
	28	2,029,863	477,054	2,506,917
	29	2,105,712	471,458	2,577,170

資料 2

将来負担比率算定に用いた基礎数値

(1) 一般会計等に係る地方債現在高

(単位：千円)

会計区分	地方債現在高
一般会計等	21,916,607

(2) 債務負担行為に基づく支出予定額

(単位：千円)

項目名	期間	限度額	H30以降 支出予定額
福祥会の老人福祉施設（ゆもと苑）建設資金借入金償還助成の元金分	H10～H29	282,141	-
同心会の特別養護老人ホーム施設（養寿苑）建設資金借入金償還助成の元金分	H10～H33	69,802	12,458
善隣会の保育所（みすゞ保育園）建設資金借入金償還助成の元金分	H16～H30	40,602	1,930
長門市社会福祉協議会の児童養護施設（湯の家）建設資金借入金償還助成の元金分	H14～H33	58,199	9,776
計		450,744	24,164

(3) 一般会計等以外の会計に係る地方債の元金償還に充てるための一般会計等の繰入見込額

(単位：千円)

会計区分	繰入見込額
水道事業	1,142,577
下水道事業	5,461,022
湯本温泉事業	13,887
計	6,617,486

(4) 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額

該当なし

(5) 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）に係る一般会計等の負担見込額

（単位：人、千円）

区 分	職員数	負担見込額
一般職員	443	3,365,910
特別職	2	8,890
計	445	3,374,800

(6) 設立法人の負債の額等に係る一般会計等の負担見込額

該当なし

(7) 連結実質赤字額

該当なし

(8) 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等の負担見込額

該当なし

(9) 地方債の償還額等に充当可能な基金額

(単位：千円)

基金名	金額
財政調整基金	2,002,919
減債基金	85,842
職員退職手当基金	549,716
地域福祉振興基金	260,268
ふるさと・水と土保全基金	4,175
観光施設等整備基金	3,209
子ども教育ゆめ基金	8,053
香月泰男美術館運営基金	124,460
国民健康保険基金	154,409
国民健康保険高額療養費資金貸付基金	11,876
介護給付費準備基金	174,391
県収入証紙調達基金	732
土地開発基金	243,626
すこやかワクチン基金	848
庁舎建設基金	993,275
再生可能エネルギー活用基金	99
計	4,617,898

(注) 地域活性化基金は、合併特例債により造成した基金のため充当可能基金の対象とならない。

(10) 地方債の償還額等に充当可能な特定の収入見込額

(単位：千円)

区分	金額
都市計画税	444,709
住宅使用料	303,846
地域総合整備資金貸付金元金等収入	157,888
計	906,443

(11) 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(単位：千円)

算入区分	金額
公債費算入分	20,589,325
その他算入分	3,628,061
計	24,217,386

(12) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位：千円)

算入区分	金額
公債費算入分	2,064,526
事業費補正算入分	472,715
密度補正算入分	39,929
計	2,577,170